

学校法人金沢医科大学職務発明規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、その発明者としての権利を保障するとともに、知的財産権の適正な管理を実現することにより、学術研究成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許権の対象となるもの
- イ 実用新案権の対象となるもの
- ウ 意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるもの
- エ 商標権の対象となるもの
- オ 品種登録にかかわる権利の対象となるもの

(2)「職務発明等」とは、本学の教職員等として学外から獲得した研究資金若しくは本学の予算を使用し、又は本学からの支援を受け若しくは本学の設備施設などを利用してなされた成果であると本学が認定した発明等をいう。

(3)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権
- イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利
- ウ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権
- エ 外国におけるアからウに掲げる権利に相当する権利

(4)「発明者」とは、職務発明等をした教職員等をいう。

(5)「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 本学の役員
- イ 本学の職員
- ウ 本学の学生
- エ その他任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者

第2章 届出及び帰属の決定

(届出及び受理)

第3条 教職員等は、職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは、発明等の届出書（様式1-1，1-2）により所属長を経て速やかに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に届出を受理した旨を通知（様式1-3）するものとする。

(発明等の審議)

第4条 学長は、前条の届出があったときは、外部有識者等の意見を聴取するとともに、第13条に規定する発明審査委員会（以下「審査委員会」という。）に発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき、職務発明等の該当の当否及び当該知的財産権の承継の可否を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により当該発明等に関する決定をしたときは、発明等の決定通知書（様式2）を当該発明者に通知するものとする。

(権利の帰属)

第5条 職務発明等に係る知的財産権は、本学がこれを承継する。ただし、前条により職務発明等に該当しないと決定したとき、又は知的財産権を本学が承継しないと決定したときは、この限りではない。

2 教職員等が第三者と共同して職務発明等を行ったときは、当該職員等が有する当該職務発明等に係る知的財産権の共有持分を本学が承継する。ただし、前条により職務発明等に該当しないと決定したとき、又は知的財産権を本学が承継しないと決定したときは、この限りではない。

(任意譲渡)

第6条 教職員等以外の第三者から、知的財産権を本学に譲渡する申し出があったときは、学長は、審査委員会の意見を徴したうえで、当該知的財産権の承継の可否を決定する。

2 前項の規定は、職務発明等以外の教職員等が行った発明等にも準用する。

(権利譲渡書の提出)

第7条 教職員等からの届出による発明等については、本学が職務発明等に該当し承継すると決定したときは、発明者は、権利譲渡書（様式3）を理事長に提出しなければならない。

2 前条の場合においても前項と同様とする。

(研究者の異動)

第8条 教職員等が他大学等へ赴任又は他大学等から本学へ赴任することに伴い、職務発明等に該当すると思われる発明等が本学を含む複数の他大学等に関連するときには、第3条の規定により、当該発明等を学長に届出しなければならない。

2 審査委員会が当該知的財産権が本学又は他大学等に帰属すると判断した場合を除き、当該知的財産権が共有することとなる場合は、他大学等とそれぞれの持分について協議を行うものとする。

3 前項により本学に帰属する持分については、第5条の定めるところによる。

(異議の申立て)

第9条 教職員等は、第4条による決定に異議があるときは、通知を受けたときから2週間以内

に学長に異議を申し立てることができる。

- 2 学長は、異議の申立てがあったときは、異議を申し立てた教職員等及び審査委員会の意見を徴したうえで、異議申立ての可否を決定する。
- 3 学長は、前項の決定をその理由を付して、異議を申し立てた教職員等に通知する。

(知的財産権の第三者への譲渡制限)

第10条 教職員等は、第4条による決定を受けるまで、又は前条による異議申立てをした場合はその決定を受けるまで、その発明等に係る知的財産権を第三者へ譲渡してはならない。

(教職員等による共同発明等)

第11条 教職員等が共同で発明等を行った場合において、第3条の届出、第7条の権利譲渡書の提出及び第9条の異議申立てを行うときは、代表発明者を定め、学外の共同研究者を含め発明者全員の連名で行うものとする。

(本学以外の者との共同発明等)

第12条 本学は、教職員等が本学以外の者と共同で職務発明等を行った場合において、その発明等に係る知的財産権が本学と本学以外の者との共有になり、共同で当該知的財産権に係る出願又は登録(以下「出願等」という。)を行うときは、本学以外の者と共同出願等に関する契約を締結するものとする。

第3章 発明審査委員会

(発明審査委員会の設置)

第13条 本学は、職務発明等に関する事項を審議するため、審査委員会を設置する。

(審査委員会の職務)

第14条 審査委員会は、次の事項を審議し、その結果を学長に答申する。

- (1)第3条の届出による発明等が、職務発明等に該当するか否かの審査
- (2)職務発明等を本学が承継するか否かの審査
- (3)第6条に定める任意譲渡について本学が承継するか否かの意見の具申
- (4)第9条の異議申立てに関する意見の具申
- (5)第17条の権利維持の放棄の審査
- (6)本学の発明等に係る侵害、係争又は訴訟等が生じた場合の対応
- (7)その他の発明等に係る事項

- 2 審査委員会は、必要に応じ、関係職員、外部有識者等からヒアリングを行うことができる。

(審査委員会の構成及び運営)

第15条 審査委員会は、次の者をもって構成し、各号の委員は学長が任命する。

- | | |
|------------------|----------|
| (1)医学部教員 | 3名以上5名以内 |
| (2)看護学部教員 | 1名 |
| (3)総合医学研究所教員 | 1名 |
| (4)事務職員 | 1名 |
| (5)産学官連携活動に従事する者 | 若干名 |

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から学長が指名する。
- 4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員の中から学長が指名する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 委員が当該発明等の発明者であるときは、当該委員は当該審議に加わることはできない。
- 10 議事は、緊急やむを得ない場合には、持ち回りにより決することができる。

第4章 出願等及び権利維持

(出願等)

第16条 本学は、職務発明等に係る知的財産権を承継すると決定したときは、当該知的財産権に係る出願及び事務等を行う。

- 2 出願等に要する費用は、原則として本学が負担する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学以外の者との共同発明等に係る出願及び事務等については、第12条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。
- 4 発明者は、本学から出願等に関する諸手続について協力を要請されたときは、これに応じなければならない。

(権利維持)

第17条 本学が承継した職務発明等について、前条の規定による出願等に基づいて知的財産権が成立した場合は、その権利維持に要する費用は原則として本学がこれを負担するものとし、権利維持に関する事務は本学が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学以外の者との共同発明等の権利維持に関する費用及び事務については、第12条の規定に基づき締結された契約に従うものとする。
- 3 本学は、承継した職務発明等に係る知的財産権について、あらかじめ発明者の意見を聞き、審査委員会の審議を経て、これを放棄することができる。

第5章 発明者への補償及び特別措置

(補償)

第18条 教職員等は、その職務発明等に係る国内又は外国における知的財産権を本学が承継した場合において、知的財産権の実施又は処分により収入を得たときは、実施補償金を受ける権利を有する。

- 2 実施補償金は本学が承継した知的財産権に関する当該年度の収入について、審査委員会の審議を経て、別表に定めるところにより支払う。
- 3 前項の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2名以上あるときは、第3条に定める届出に記載されたそれぞれの寄与率に応じて補償金を受ける権利を有する。
- 4 知的財産権の実施又は処分に際し、外部技術移転機関等を利用した場合は、別途その分配等について協議するものとする。

5 第1項に定める補償金を受ける権利は、当該権利に係る発明者が転職又は退職する場合、別に定める覚書を締結することとする。なお、発明者が学生の場合で、卒業、修了又は退学する場合も同様とする。

6 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(特別措置)

第19条 本学は、発明者が退職等により自らの職務発明等に係る権利を活用することにより学術研究の成果普及を推進しようとする場合には、別に定めるところにより、発明者への権利譲渡等について特別な措置を講じることができる。

第6章 雑則

(守秘義務)

第20条 発明者、審査委員会委員及び関係者は、当該発明等の内容等の事項について、届出から少なくとも3年間はその秘密を守らなければならない。ただし、本学と発明者が合意のうえ公表する場合及び本学又は発明者の責によらずして公知となった場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、大学を退職、卒業、修了または退学（以下「退職等」という。）した後も適用する。

(退職後の取扱い)

第21条 教職員等が退職した場合においても、当該発明等が本学における職務発明等に該当する場合の取扱いについては、この規程を適用するものとする。

(事務)

第22条 この規程に定める事務は、学長が別途定めるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行う。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行し、それ以降に教職員等が行った発明等について適用する。ただし、同日前に行った発明であっても、教職員等から知的財産権を任意譲渡する旨の申出があったときは、この限りでない。

2 この規程により最初に委嘱される審査委員会の委員の任期は、第15条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この改正規程は、平成20年10月1日から施行する。

別表 実施補償による配分率（第 18 条関係）

区分	配分率
発明者	40パーセント
部局・部門等	30パーセント
大学	30パーセント

（注）発明者への配分率については、発明者の寄与度が著しく高い場合や発明等の価値が著しく高い場合又は発明の完成に至るまで著しく長い年月がかかった場合など、特許権等の取得に至った経緯、発明等が財産的価値を有するに至った経緯等の諸事情を考慮して、上記配分率を20パーセントから60パーセントまでの範囲で増減させることができるものとする。この場合において、部局・部門等及び大学への配分は、発明者への実施補償を行った残額について、上記各比率で按分するものとする。